

資料

保存期間：5年

(令和8事務年度末)

令和4年6月22日

第2回 国税庁保有行政記録情報の 整備に関する有識者検討会

国税庁 企画課

本日の資料内容 (中間とりまとめ)

1. 技術検証WGの検討内容

2. 研究者がデータを利用する上での方向性

3. 本有識者検討会と各種WGの位置付け

4. 今後のスケジュール

1. 技術検証WGの検討内容

1-1. 技術検証ワーキンググループの経緯・位置づけ

- 国税庁が保有する行政記録情報のオープン化に向けた検討を効率的に行うため、法的な課題及び技術的な課題に対する具体的な対応方法について検討・確認を行うことを目的として、国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会の下で、本ワーキンググループ（以下、WG）を開催する。

「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」開催要綱（抜粋）

3 運営

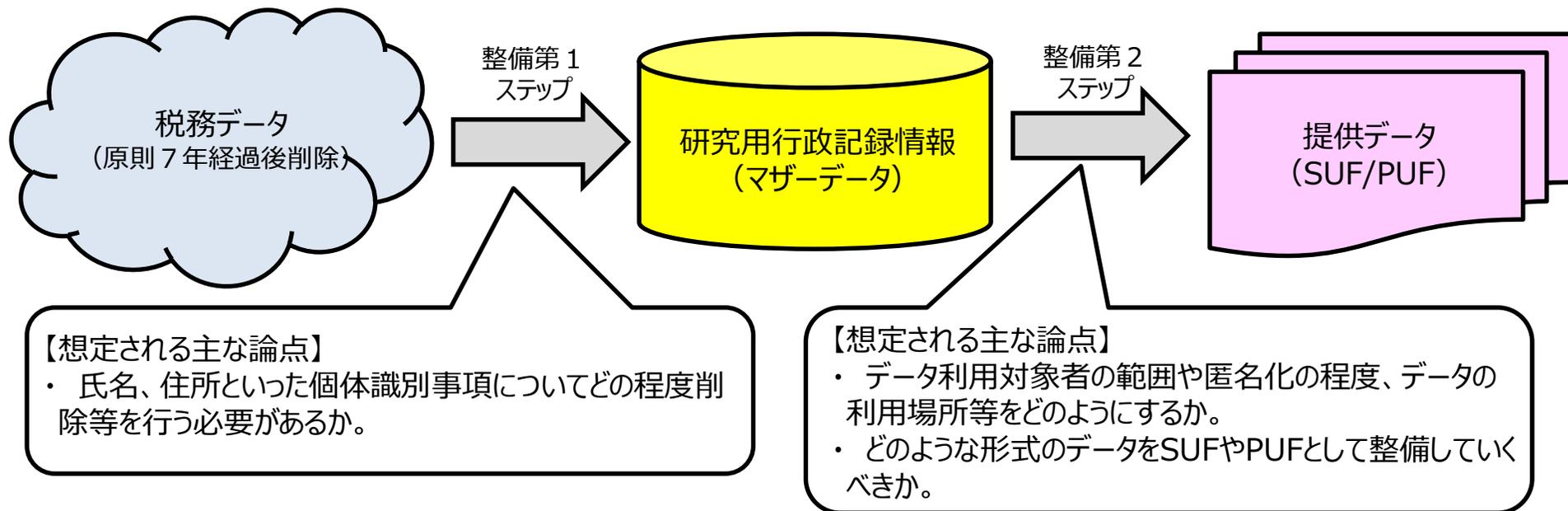
- (2) 座長は必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
なお、ワーキンググループにおける検討結果は、有識者検討会に報告するものとする。

- 第1回WGでは、主に研究用行政記録情報（以下、マザーデータ）の整備に当たって必要となるマザーデータの個人情報保護法制における位置づけ等について検討・確認を行うこととし、特に、マザーデータに対して本人情報の「開示請求」があった場合の対応と、紛失・漏洩があった場合の対応を明確にするとともに、改正個人情報保護法上の位置づけについても検討・確認を行う。
- WGにおける検討結果については、事務局（国税庁企画課）において整理の上、「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」に対して検討状況を適宜報告することとする。
- 構成員は、以下のとおり（敬称略）。

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授
日置 巴美 弁護士法人三浦法律事務所 弁護士

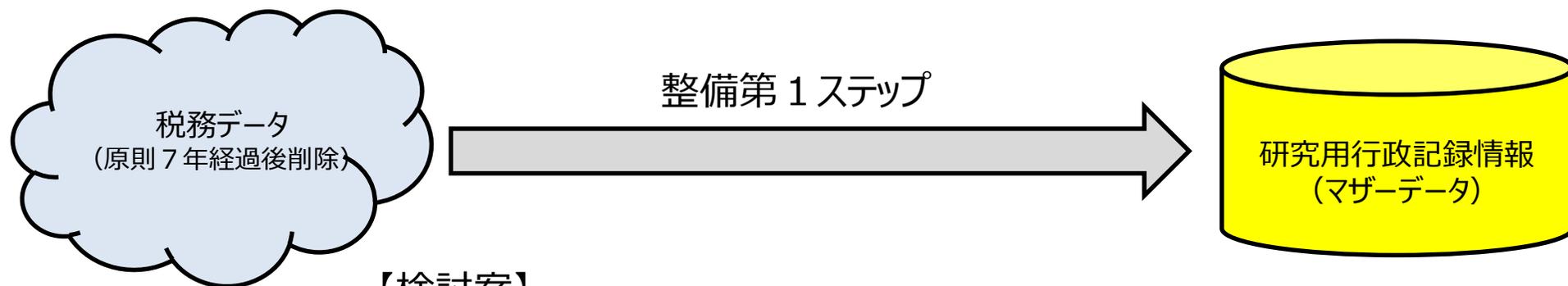
1-2. これまでの議論①

- 国税庁がシステム内で保有する税務データは、現状、原則7年経過後に削除することとしている。
- 今後、SUF（Scientific Use Files、学術研究用ファイル）やPUF（Public Use File、一般公開型ファイル）といった提供データの整備に先立って、長期間保存が可能となる、研究用行政記録情報（マザーデータ）を整備するに当たってどのような論点があるか整理してはどうか。（整備第1ステップ）
- その後、研究用行政記録情報の整備状況を勘案しつつ、どのような提供データ（SUF/PUF）を整備するか議論することとしてはどうか。（整備第2ステップ）



1-2. これまでの議論②

- 研究用行政記録情報の整備に当たっては、税務データと遜色のないものを整備することを目指しつつ、
 - ① 税務データが保有する個体識別情報項目（住所・氏名等）をどの程度削除する必要があるか
 - ② 売上や所得項目が極端に高額であり識別が可能である可能性を踏まえ、削除ないし補正をする必要があるか
 - ③ 令和3年の個人情報保護法改正を含む法的観点や技術的観点等から議論が必要。
- なお、研究用行政記録情報の整備に当たって、まずは申告所得税関係書類（確定申告書1・3表、青色決算書、収支内訳書）等の基本的な税務データから検討を始めることとしたい。



【検討案】

- ・ 住 所 → 市区町村レベルまでをデータで保持
- ・ 氏 名 → 削除
- ・ 生年月日 → すべてデータで保持
- ・ マイナンバー → 削除

1-3. 検討いただいた内容

① マザーデータの「個人情報」該当性について

個人情報保護法上、「個人情報」とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とされており、「他の情報と容易に照合できるものを含む」とされている。

マザーデータ内の情報だけでは「特定の個人」を識別することは困難であるが、研究用IDを利用して、税務データにアクセスすれば個人を特定できることが可能な場合は、「個人情報」該当性についてどのように整理するべきか。

② マザーデータに対する本人開示請求等への対応

仮にマザーデータが「個人情報」と整理される場合、個人情報保護法上の開示請求等があった場合、個人を特定できる範囲において、特定を行い開示する必要があると考えられる。一方、税務データ内にレコードが存在しない場合は、マザーデータ内のレコードについて本人のものか特定することが不可能であるが、この場合はどのように対応するべきか。

③ 情報公開法上の開示請求への対応

情報公開法上は、個人の特定の可能性につき「容易照合性」を要求しておらず、一般人が知りうる報道や公刊物の情報だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報と照合することにより個人が特定されることも「個人を識別できるもの」として想定していることを踏まえ、マザーデータに対する情報公開請求に対して、どのように対応するべきか。

2. 研究者がデータを利用する上での方向性①

- まずは、サンプルデータ及びメタデータを公開し、研究者に広く触れていただける環境を整備することとしてはどうか。
併せて、サンプルデータ及びメタデータを入り口として、①リモートエグゼキューション、②データ貸出／閲覧※の2種類を用意し、それぞれの利点と手続き上の負担を周知することで、ニーズに応じた税務データの学術研究利用を促進させることが可能となるのではないか。
- 上記の整備・検討と並行して、パターン②のデータ提供を実現すべくデータを完全に匿名化する技術の検討を行うこととしてはどうか。
 - ※ データ貸出：CD-R等の媒体にデータを格納して貸出し、使用後に返却する。
 - ※ 閲覧：国税当局の施設に来庁し、閲覧・利用する。

○ パターン①

ステップ1 サンプルデータ及びメタデータの公開

- ・実際のデータの分布に類似した、分析に耐えうる程度（データ量）のデータセットを作成
- ・特段手続を要することなく、審査不要で自由にダウンロードできるようにし、データ説明書である「メタデータ」も整備

ステップ2-1 データ提供（リモートエグゼキューション）

- ・研究者の方でプログラム等を送付し、結果のみを提供
- ・手続きは全てメールでのやりとりで完結、国家公務員の身分委嘱は不要、要審査

ステップ2-2 データ提供（データ貸出／閲覧）

- ・匿名化が施されたデータ（SUF）を貸出／閲覧
- ・貸し出しの場合、手続きは全てメールでのやりとりで完結、国家公務員の身分委嘱は不要、要審査
- ・リスク管理の観点から閲覧とする場合は、国税庁の施設に来訪する必要あり、要審査

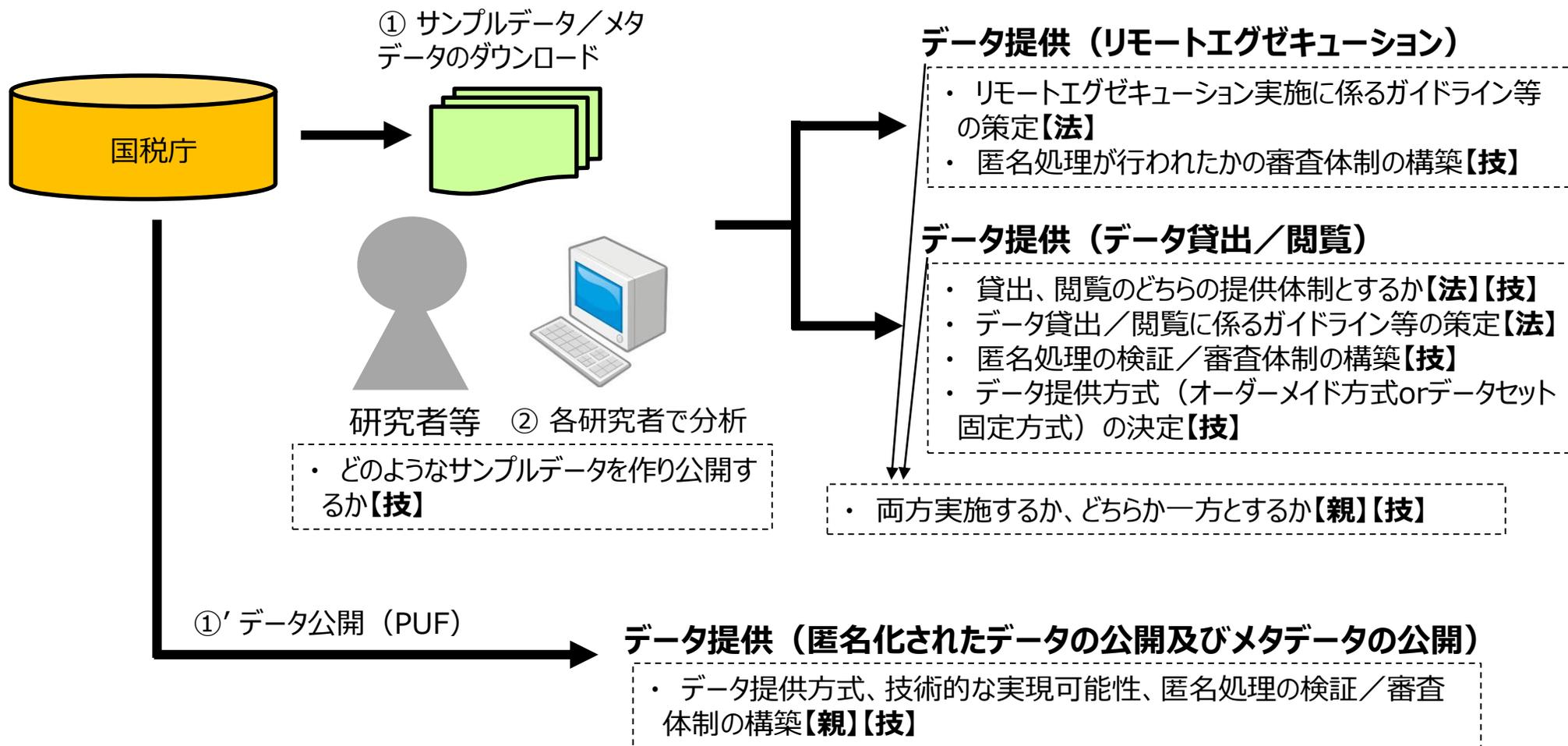
○ パターン②

データ提供（匿名化されたデータの公開及びメタデータの公開）

- ・完全に匿名化が施されたデータ（PUF）を公表し、特段手続を要することなく、審査不要で自由にダウンロード
- ・併せてデータ説明書である「メタデータ」も整備

2. 研究者がデータを利用する上での方向性②

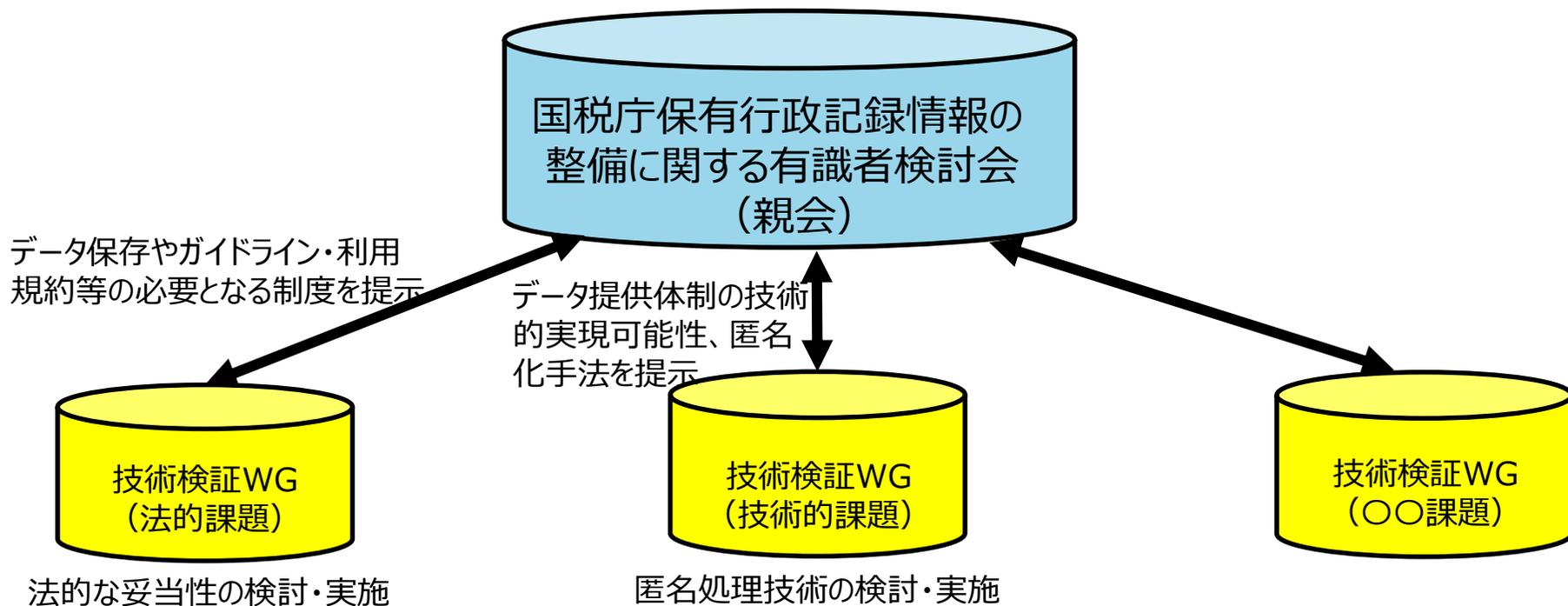
【匿名化データ提供のイメージ及び今後の検討課題等】



- ※ **【親】**…国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会
【技】…技術検証WG（技術的課題）
【法】…技術検証WG（法的課題）
を表す。具体的な検討体制等については次ページに掲載。

3. 本有識者検討会と各種WGの位置付け

- 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会は、統計学、経済学、法律の各専門家から構成され、全体の方向性を検討することを主な役割とする。
- 技術検証WGは、法的課題を検証するものと、当面の間は匿名化を施すうえでの技術的課題を検証するものの2つを設置することとし、検討の進展に応じて新たにWGを設置することも検討。
なお、検討内容は有識者検討会へ報告する。



4. 今後のスケジュール（案）

- 原則として有識者検討会と技術検証WGを交互に開催し、両方合わせて1年で4回程度の検討を行う。
- 令和5年6月までに整備の方向性についての議論を終え、令和5年7月から令和6年6月までに具体的なデータの整備・検証を行い、令和6年7月から対外的に行政記録情報の提供を開始することを目標とする。
- 提供するデータ、方式及び場所に関しては、法的・技術的な検証を踏まえた本有識者検討会において決定する。

